

児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議 議事録

1. 日時

平成31年3月19日（火）午前8時～午前8時10分

2. 場所

総理大臣官邸2階小ホール

3. 出席者

安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、根本厚生労働大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、片山内閣府特命担当大臣、山本国家公安委員会委員長、石田総務大臣、山下法務大臣、柴山文部科学大臣、西村内閣官房副長官、野上内閣官房副長官、和泉内閣総理大臣補佐官、杉田内閣官房副長官、古谷内閣官房副長官補、濱谷厚生労働省子ども家庭局長

4. 議事内容

【根本厚生労働大臣】

ただ今から、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催いたします。

本年1月に、千葉県野田市において、児童虐待によって心愛さんがお亡くなりになる事案が発生するなど、児童虐待をめぐる状況を深刻に受け止め、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、本対策案を本会議で決定したいと考えております。

資料1をご覧ください。本対策案は、大きく4つの項目を立てております。なお、「法」と記載のある項目は、本日閣議決定予定の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の改正法案」の内容となっております。

まず、「子どもの権利擁護」として、体罰禁止を法定化するとともに、民法上の懲戒権の在り方について必要な見直しを検討することとします。

次に、「児童虐待の発生予防・早期発見」として、児童相談所全国共通ダイヤル「189」（いちはやく）の無料化などを行います。

「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」として、法改正による児童相談所の体制強化とともに、中核市等における児童相談所の設置促進や、一時保護所の充実強化、DV対策との連携強化や、児童相談所、市町村、学校、警察等の関係機関間の連携強化を図ります。

最後に「社会的養育の充実・強化」として、里親支援の拡充や自立に向けた支援の強化などを行います。本対策を実施するため、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図ってまいります。以上が、今回の対策案の説明となります。

併せて、1点ご報告をさせていただきます。先月8日の閣僚会議決定を受け、児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認を実施し、全ての自治体

から報告を受けています。中には一時保護に至るなど今回の安全確認を通じて保護されたケースも報告されています。今後、数字の精査を進めるとともに、子ども一人一人の安全確認をしっかりと進めてまいります。

それでは、各府省庁から本対策案における取組などについて御発言をお願いいたします。まず、宮腰内閣府特命担当大臣からお願いします。

【宮腰内閣府特命担当大臣】

子供・若者の育成支援や、少子化対策の推進に当たっては、児童虐待防止対策は極めて重要であり、国連児童の権利委員会からも、対策の強化が勧告されたところです。現在、新たな少子化社会対策大綱の策定に向け、検討を進めているところであり、また、子供・若者育成支援の大綱の点検・評価を、近く、開始する予定です。本日の閣僚会議決定も踏まえ、児童虐待防止対策という観点からも、しっかりと検討してまいります。

【根本厚生労働大臣】

次に、片山内閣府特命担当大臣からお願いします。

【片山内閣府特命担当大臣】

DVや児童虐待は、いずれも家族全体の問題です。各々の特性を理解し、早期の被害発見と介入につなげるため、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所等の関係機関の連携協力が必要です。

また、本日ご提案しております、支援センター向けの研修やマニュアルの充実、加害者更生プログラムの調査研究等を進めていくことも重要です。

今後とも、児童虐待の防止及びDV被害者の保護・救済の実効性向上に向け、「あらゆる手段を尽くしやれることはすべてやる」という強い決意で取り組んでまいります。

【根本厚生労働大臣】

次に、山本国家公安委員会委員長からお願いします。

【山本国家公安委員会委員長】

本日の決定を受けて、児童相談所における警察OB等の配置への協力、威圧的・暴力的な保護者について、学校や教育委員会、市町村・児童相談所との連携した対応など、子どもの命を最優先とし、警察と関係機関との一層の連携強化にしっかりと取り組んでまいります。

【根本厚生労働大臣】

次に、石田総務大臣からお願いします。

【石田総務大臣】

今回の抜本的強化策については、2020年度予算に向けて更に具体化を図り、あらゆる手段を尽くして児童虐待の根絶に取り組んでいくこととなりますが、もとより地方団体の現場で実行性を持つものとなることが重要であります。

総務省としても、実務を担う地方の声を伺いつつ、関係府省庁と連携しながら、地方団体の財政運営に支障が生じないように、的確に対応してまいります。

【根本厚生労働大臣】

次に、山下法務大臣からお願いします。

【山下法務大臣】

法務省としては、児童虐待の発生予防・早期発見のため、人権擁護機関における「子どもの人権SOSミニレター」の配布等や、少年鑑別所における保護者への支援等について、更なる充実を図ってまいります。

また、特別養子制度の利用促進のため、民法等改正法案を今国会に提出し、さらに、今後、民法上の懲戒権の在り方についても速やかに検討するなど、児童虐待の根絶に向け、関係機関と連携しながら全力で取り組んでまいります。

【根本厚生労働大臣】

次に、柴山文部科学大臣からお願いします。

【柴山文部科学大臣】

文部科学省としては、児童虐待防止対策のため、専門スタッフの配置等による学校・教育委員会の体制強化、学校・教育委員会と児童相談所、警察等の関係機関との連携強化など、子どもたちを守りとおすための取組を強化してまいります。

また、先月8日の閣僚会議決定を受け、先ほど根本大臣からご報告をいただきましたが、児童虐待が疑われるケースに係る緊急点検を共同で実施いたしまして、全ての都道府県教育委員会等から報告を受けました。現在、その内容について精査を進めているところですが、教職員等による面会の結果、児童虐待のおそれがあるとして市町村・児童相談所等に情報共有をしたケースも報告されています。

また、野田市の事案に類似するような重大事案を認知した場合は、期限を待たずに連絡するよう依頼しましたが、これに該当する重大事案の報告は受けておりません。

今後、この結果を速やかに取りまとめるとともに、厚生労働省等と連携し、児童虐待防止に取り組んでまいります。

【根本厚生労働大臣】

ありがとうございました。それでは、「児童虐待防止対策の抜本的強化について(案)」を本閣僚会議の決定としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【根本厚生労働大臣】

御異議がないようですので、原案のとおり、本閣僚会議の決定といたします。
プレスが入りますのでお待ち下さい。

(プレス入室)

【根本厚生労働大臣】

最後に、安倍内閣総理大臣から御発言をお願いします。

【安倍内閣総理大臣】

虐待を受けながらも、両親の思いに応えようとする思いを覚えたての平仮名でつぶつた、5歳の結愛ちゃん、悲痛なSOSの声を発していた心愛さん、虐待によって幼い命が奪われる痛ましい事件が繰り返されたことは、本当に悔やんでも悔やみきれません。子どもたちの命を守るのは、私たち大人全員の責任です。

この強い決意の下、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」をただ今、取りまとめました。

政府としては、本対策を実施するため、児童福祉法等の改正法案を、今国会に提出します。本法案には、体罰を明確に禁止する規定や懲戒権の在り方に関する検討規定、躊躇なく一時保護に踏み切れるよう、一時保護等を行う介入の担当者と、保護者支援の担当者の分離、配偶者暴力相談支援センターなどにおけるDV対策との連携強化など、今回明らかになった問題点に対処するための強化策を盛り込んでおります。

このほか、児童福祉司の処遇改善や、一時保護所の充実などの児童相談所の体制強化、スクールロイヤーの教育委員会への配置や警察OBの学校への配置、里親支援の拡充や、特別養子縁組制度の見直しなど、社会的養育の充実・強化などを実施することとし、いずれもスピード感を持って強力で推進してまいります。

また、先月8日に、関係閣僚会議で指示した、緊急安全確認を通じて、一時保護等に至ったケースも報告されました。引き続きこうした子どもたちのケアや保護に、万全を期してください。

地域住民や関係機関の認識が高まる中で、児童虐待の通告件数は、年々増加しております。こうした状況においても、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援という一連の対策を、切れ目なく講じていくことが大切です。

根本厚生労働大臣を中心に、各大臣においては児童虐待の根絶に向けて、総力を挙げて取り組んでいく。あらゆる手段を講じて虐待を受けた子どもたちを守っていく。そういう強い決意を持って臨んでください。

【根本厚生労働大臣】

ありがとうございました。それでは、プレスの方は御退出をお願いいたします。

(プレス退室)

【根本厚生労働大臣】

それでは、これで本日の会議を終了いたします。

以上